

弁護士・元最高裁判事

宮崎裕子さん

Yuko Miyazaki

2018年に弁護士から最高裁判事に就任され、2021年に退官された宮崎裕子先生にお話をお聞きしました。



事務所入所まで

—— 宮崎先生は、裁判官であるお父様の「法廷の中には男女差はない」との言葉で法曹を志したとのことですが、最終的に弁護士になることを決められた経緯を教えてください。

どうい理由であったか定かではないのですが、遅くとも中学生の頃には、女子であっても長く続けられる仕事をして自立したいという気持ちが芽生えていました。ただし、スタートから男女で別扱いされるのはおかしいとも思っていたので、男女の区別なく同じ条件でできる仕事をしたい、と思っていました。医者とか学者を考えたこともありましたが、最終的には父のその言葉にも後押しされて、法曹を目指しました。裁判官の仕事にも惹かれましたが、私自身、幼い頃から父の転勤による

転校や家族との別居という経験をしたためか、転勤にあまりよいイメージを持っていなかったことから、転勤のない弁護士を志しました。

—— 修習後に「長島・大野法律事務所」（現：長島・大野・常松法律事務所）（以下「長島・大野」といいます。）に、事務所初の女性弁護士として入所されました。

私が修習生だった頃には、女性弁護士は採用しないという方針の事務所は多かったと思います。私自身、修習2年目に事務所訪問に行った先で、その事務所の高名な先生に「先生の事務所では女性を採用しますか。」と聞いたときにも、やや長い間があった後、「しません。」と言われ、厳しい現実を突きつけられたような気がしたものです。その先生は、採用しない理由を、その事務所の主要依頼者である企業が承知しな

いと思うからであると説明してくださったことをよくおぼえています。ところが、そのような会話があった後、その事務所訪問のときに同席しておられた伊ソ弁の先生から、「僕の友達が所属する長島・大野が女性も採用するといっ探しているので紹介したい。」という電話をもらいました。それが長島・大野と出会ったきっかけです。

私は31期ですが、長島・大野は29期までは女性は採用しないという方針だったそうです。30期の採用時期にこの方針を改めるべきであると長島弁護士が提案し、パートナー間で話し合った結果、方針変更が合意されたと聞いていますが、30期では女性の採用は実現せず、31期の私が最初のフルタイム女性弁護士として採用されたという経緯でした。

私の採用については、反対論もあったと聞きました。反対論の理由は、事務所に多数いる女性の優秀な大卒セクレタリーやスタッフと女性弁護士がうまくやっていけるか、長島・大野は外国とやりとりする仕事が多いので夜遅くなることも珍しくないが、そういう仕事時間でも大丈夫なのか、線が細すぎて挫折しやすいのではないかというようなものだったと長島弁護士から聞きましたが、結果的には採用されたので、それほど強い反対論はなかったのかもしれない。

—— 宮崎先生が長島・大野に入るかどうかを決められたとき、事務所として出産・育児をどのように考えておられるんですかということをお聞きになったとか、あるいは、事務所側からその体制も整っているからねというような話はあったのでしょうか。

出産・育児の話は全然出ず、私も何も聞かなかったと思います。長島弁護士から聞いた反対論の理由の中には、出産・育児をされると困るというのはありませんでした。事務所として女性を採用する方針に変更した以上、その点はさすがに事務所のパートナー弁護士たちとしても納得していたということなのでしょう。

—— 長島先生が、女性を採るべきだというふうに強く推進されたのは、海外の事務所の男女比率などと比較して、事務所を国際的に育てたいという思いがあたりだったのでしょうか。

それはあったと思います。長島弁護士は、基本的にニューヨークの大

事務所の経営を参考におられたと思います。また、長島弁護士自身が非常にフェアな考え方をなさる方であるとともに、国際的に通用するinstitutionとしてのlaw firmになるべきだという思いが非常に強かったと思います。他の事務所に先駆けて女性弁護士を採用するべきだと考えられたのも自然な流れだったのでしょう。加えて、当時長島・大野にはパートタイムで、おそらく期間限定ということで働いていたお子さんをお持ちの先輩女性弁護士がおり、その方の働きぶりが評価できるものであったこともフルタイム女性弁護士採用に舵を切ることになった要因の一つであったのだろうと思います。

税務を専門に

—— 長島・大野に女性初の弁護士として入所されて苦労はありませんでしたか。

夜遅くなるような仕事や激しい対立が予想されるような仕事を女性弁護士にやらせることについて、内心ためらいを感じていたパートナーがいなかったとまではいえず、結果的に入所からしばらくの間は長島弁護士からのアサインメントがほとんどでした。

ただ、私が「健康だけは自信があります、夜遅いのは大丈夫です。」とアピールし、実際に夜中まで仕事をする日も増えていったところ、「確かに宮崎さんは夜中まで働いても次の日平気な顔して出てくるね。」と思われるようになり、入所後1年程たった頃にはそれほど気を

遣われることもなくなったように思います。

よく、「何か差別的な経験をしたことはありませんか？」と聞かれますが、基本的にはありませんでした。私が接していたクライアント企業には、欧米系、特に米系が多く、アメリカでは大企業の役員に女性がいたり、大きな法律事務所に女性のパートナーがいることも珍しくなくなってきていたということもあってか、特にアメリカ人のクライアントは、私が女性であることは全く気にしていないと感じました。

—— 入所後、アメリカに留学されたご経験を教えてください。

事務所では、入所後4年間働いたら事務所の経済的補助を受けて留学できるという制度が確立されていましたので、私も、通常どおりやっていたらその制度にのっかって留学することになると思って準備をしました。

ハーバードを含む東海岸の3校に願書を出し、アドミッションを貰い、幸運なことに、夫が同時期に勤務先の官庁からハーバード大学に向することになったので、私もハーバード大学に留学し、LL.M.を修了しました。留学2年目は夫がワシントンDCに異動することが先に決まっていたので、私もワシントンDCで世界銀行に応募し、採用してもらいました。

世銀では、法務部のカウンセラーという肩書きで、中国、フィリピン、ソロモン諸島などへの貸付けを担当するとともに、世銀法務部唯一の日本人弁護士ということで日本市場における世銀の債券発行やシンジケー

Women at Work



1986年の世銀行内誌でも紹介された、初めて世銀から女性だけのチームが出席した会議で撮影された写真。向かって左の5名が世銀チーム、左から4番目が宮崎弁護士

トローンなどの資金調達関連の仕事を担当しました。1984年から1986年まで2年間おりましたが、当時、世銀は、プロフェッショナル職の女性が少ないのでこれを積極的に増やすという方針を推進しており、プロフェッショナル職の女性が世界各国から採用されていました。当時、世銀が貸付けを行なう場合にはプロジェクトごとに複数名の担当者がチームを作り、借入れ国のプロジェクトを評価し、ローン契約の交渉をすることになっていましたが、1986年に私がチームの一員として交渉したある中国向けプロジェクトが、初めて世銀チーム全員が女性プロフェッショナル職員という記念すべきものであったことを思い出しました [注：頁上の写真参照]。今ではそういうことは珍しくもないでしょうが、35年前は国際機関でもそういう出来事は珍しかったわけ

—— 税務は留学前からご担当されていたんですか。

まず、私が弁護士になった当時は、長島・大野のように当時渉外事務所といわれていたところで税務訴訟をやっているところはほとんどなかったのではないのでしょうか。長島・大野でも税務訴訟をしているという話を聞いたことはなかったと思います。税務訴訟以外の国際課税の相談案件は、若干はあったと思います。ただ、私自身は簡単な法律調査のお手伝いをする程度で、タックスの仕事をやったといえるほどの経験はありませんでした。

ではどういう経緯でタックスをやるようになったのかですが、その点については、長島弁護士の深謀遠慮があったのではないかという気がしています。長島弁護士は常に先を考えていた方で、長島・大野の主たる依頼者である企業のビジネスにとっては、タックスは重要な要素で

あること、アメリカの大きなローファームではタックスを専門にする弁護士が増えてきていることなどから、当時から、弁護士もタックスの仕事をするのがいずれ必要になると考えておられたようでした。私が弁護士2年目くらいの頃だったと思いますが、長島弁護士がタクシーの中で、「アメリカではタックスローヤーという税を専門にする弁護士がいます。女性でもタックスローヤーが結構いるんです。」という話をしてくださったことが妙に記憶に残りました。

そのこともあって、留学中にはタックス系の科目を多く取りました。また、長島弁護士から紹介を受けて、アメリカの一流タックスローヤーとお会いする機会も設けていただきました。ただ、その時点では、企業法務をやるには税の知識も必要という程度の感覚でした。

というわけで、留学前は長島・大

野の主要業務であった、いわゆる企業法務の仕事をしており、1986年に留学から戻った後も世紀の変わり目くらいまでは企業法務の仕事が私の主たる業務範囲でした。ただ、留学から戻った頃は日本の証券市場・資本市場が少し変わってきた時代で、長島・大野の依頼者であった外資系のインベストメントバンクが金融商品のタックス効果など国際課税や金融課税がらみの相談を弁護士に持ち込むようになっていました。留学中にタックス科目を多く履修するなどタックスに関心があると思われるということもあってか、留学から戻るとすぐに、ハーバード時代の International Taxation という科目を担当していた恩師であった米国のタックスローヤーからの紹介などもあって、金融証券商品の国際課税がらみの相談への対応を少しずつ担当するようになりました。

そこからは、1990年代後半には社会・経済の変化もあり、国際課税の問題が採り上げられることが増えたこと（たとえば、バブル崩壊後の外資系ファンドによる不良債権の買取りによる所得に対する課税問題の発生など）もあって、税務紛争ものも受任するようになり、2000年代半ば以降くらいには税務訴訟の仕事が増え、タックスの仕事が8割前後になり、2010年代には95%以上になっていったというわけです。

弁護士になった時点でも、留学から戻った時点でも、これほど税務訴訟を手がけるようになるとは、私自身思ってもいなかったことです。長島弁護士がどう予想しておられたのかは聞いたことがありませんが、事

務所のパートナーたちの大多数も、弁護士がそこまでタックスの仕事を専門的にやるようになるとは思っていなかったと思います。

専門分野の選択について

—— 専門分野を身につけないと生きていけないんじゃないか、でも、どこへ進んだらいいかわからないところで悩んでいる若手弁護士たちにアドバイスをいただけたら。

私は昔から、修習生や弁護士一年生には、「自分が将来どういう仕事をするようになるかは、半分は自分の努力と意思、半分は運。」と言っています。運はどう転ぶかはわからないものの、努力と意思は自分が主体的にコントロールできるので、少なくともその部分だけは準備しておくことと運の方が転がり込んでくるということも起きると思うわけです。

では自分の努力と意思で何をすればいいのかということになります

が、これは私の素朴な感覚で言えば、何が好きかで決めればよいということだと思います。好き嫌いに理由がないのはむしろ自然なことでしょう。そういう意味では、自分は何を面白いと思うのか、何が好きなかをしっかり意識することは大切です。そして努力をしているうちに運よく、「これは自分の興味と合う。」と思えることと出会えば、そこからぐんと世界が広がると思うわけです。

留学前だったと思いますが、長島弁護士がリクルート面接の席で、ある修習生から、長島・大野の仕事のどこが面白いのか、と聞かれたときに、「5年後、10年後には、今日やっている仕事と違う仕事をしているだろうという確信を持てるところが非常に面白い。」と答えられたのを聞いたことがありました。そのときにはあまりピンとこなかったのですが、私自身のプラクティスの変化を振り返ってみるとまさにその通りであり、今はよく分かる気がします。



2017年のIFA年次総会（リオデジャネイロ大会）のセミナーでパネリストを務めたときの写真

弁護士としての仕事ではありませんが、私は、留学後タックスの仕事をするようになってすぐの頃から、日本の先輩弁護士やハーバード時代の恩師の紹介などもあって、International Fiscal Association (IFA) という、各国の大学の先生、裁判官、税務・財務官僚、弁護士、会計士、税理士に OECD や UN まで巻き込んだ国際課税に関する国際的な研究団体の会員になり、国別レポートを担当したり、年次総会のセミナーでパネリストを務めるなどの活動をやってきました [注：前頁の写真参照]。仕事からは得られないような学びの機会を持ち、世界のトップクラスのタックスローヤーたちの話を聞いたことは、仕事の上でも貴重な財産になったと思います。

外的な理由、たとえば、新法ができるとか大きな法改正が行なわれるというようなことがきっかけになって、自分の仕事の中身が変わるといったこともあります。今だと AI や IT 等、新しい分野に法律的な考え方を入れていくことが要望されていますよね。日本の社会・経済が変われば、企業の活動は当然影響を受けまじ、個人の考え方が多様化しライフスタイルが変化すると法律問題についても新しいタイプの仕事が増えてくることもあれば、明確にされてこなかった古い問題に新しい光が当たるということもあります。社会・経済の変化に伴って弁護士の仕事は変化していくということを頭の隅っこに置きながら、自分は何を面白いと思えるかということ意識していると運がついてくると私は思っています。このことは、ビジネスローの世

界だけの話ではなく、人権問題のような時代を超えた重要な分野においてもある程度いえることではないでしょうか。社会における問題の発生の仕方、解決の仕方は時代とともに変化していく部分があると思いますし、時の経過によってあぶり出される事実もあるわけで、弁護士の仕事においてはそのような時代の変化を踏まえた対応が必要とされていくと思います。そうすると、そのような分野でも弁護士が何年たっても常に同じ仕事をしているということにはならないように思います。

最高裁での旧姓使用

—— 宮崎先生は初めて最高裁で旧姓を使われましたが、旧姓使用についてどのようにお考えでしたか。

私が大学の法学部生だったときに、東大の女子同窓会主催で赤松良子さんを含む4名の東大法学部の先輩がパネルディスカッションをするという企画がありました。その企画は旧姓使用について議論するというものではなく、女性で仕事をしている人の仕事上の経験談を聞くという企画だったと思います。それを聞きに行ったところ、4人が4人とも、「結婚して姓を変えることにしたとしても仕事では旧姓を捨てちゃ駄目よ。」と強くおっしゃるわけですね。理科系の学者だったパネリストの方は、結婚前に書いた論文が結婚後の研究生活においては評価されずすごく困ったというお話もされていました。私はその大激論の熱量に圧倒され、そうか、結婚するとき旧姓を捨てるとみんなに認識して

もらえなくなるんだな、簡単に旧姓を捨てちゃいけないんだということとそのパネルディスカッションを聞きながら生まれて初めて認識したわけですね。

その経験があって、私は結婚を決めたときには今の夫である相手にも、姓を変えたくないから入籍しないと、数年はそのままになっていたのですが、私が初めて一人で外国に出張することになったときに、彼から「飛行機事故でおまえが死んでも、入籍していないと遺体の引き取りもできない。」と言われて、その出張直前に婚姻届にサインして預けておいたところ、私が出張している間に婚姻届が出されていました。もし、将来法律上の姓を旧姓に戻す必要が生じたとき私がおもったときには離婚届を出すこと、という合意をとりつけ、入籍したままで現在に至っているというわけですね。

世銀に勤務することになったときには、仕事は「ユウコ・ミヤザキ」という名前でもやりたいとお願ひしたところ、姓がパスポートの姓と違うことが問題になりました。そのときに、世銀のさまざまな国籍の同僚たちに、お国の結婚後の姓について聞いてみたところ、結婚しても姓を変えることなどないか、姓を変える場合もパスポートには旧姓併記されるという国ばかりで、「日本ではどうして夫婦同姓にしなければならず、かつパスポートに旧姓もいれてもらえないの？」と不思議がられたものです。結局、ワシントンの日本大使館でミヤザキは旧姓であるという証明書をつくってもらい、それを世銀に提出することで、法律上の姓をミ

ドルネームとして入れ、旧姓のミヤザキを世界銀行における正式な姓として登録してもらうことで対応してもらえることになったのですが、日本のルールが世界の中でも特別であることをつくづく思い知らされました。

2021年6月の夫婦別姓訴訟では宇賀裁判官と一緒に共同反対意見を書きましたが、夫婦の姓のあり方については、今お話したように、学生時代から個人的に強い関心を持っていたこともあり、最高裁で自分の意見を述べる機会を持たれたことは大変幸運であったと思っています。昨年お亡くなりになった米国最高裁のルース・ベイダー・ギンズバーグ判事は、なぜたくさんの反対意見を書くのかと問われて、「優れた反対意見は未来の判決になることもあるのです。」と答えられたそうですが、まさに同感です。

最高裁判事として

—— 最高裁裁判官として大変だったことや、新たに気づかれたことはありますか。

社会的に非常に影響の大きい判断をすることの重圧を感じました。ただ、それは重圧ではあるけれども、非常にやりがいがあるとも思っていました。総じて、仕事は楽しかったです。

気になったことの一つは、最高裁判所の裁判官の仕事のためのシステムやインフラには非効率な部分が相当あるという点です。そのために、裁判官が本来最も時間を割くべき事件の判断をするために使えたはずの時間が不合理に減らされているのではないかという感覚も持ちました。この非効率性を改めるためには法改正を含む相当大きな改革が必要なのかもしれませんが、裁判手続のIT化が進み始めたことを契機に、

そこを突破口として、それ以外の部分の非効率性が改善されるようになれば、裁判官も本来最も時間を割くべき仕事にもっと潤沢に時間を割けるのではないだろうかと思いました。

—— 最高裁の女性裁判官の割合についてどのようにお考えですか。

一定割合以上でなければならないとまでは思いませんが、現状は少な過ぎると思っています。さきほども話に出した故ギンズバーグ判事が、最高裁判所（米国は当時9人）には何人女性判事がいれば十分かと聞かれて、「9人全員です。」と答えたという話がありますが、これは女性がいなかったこと、少なかったことが当然と思われていたことが実は当然ではないことであるというための回答であったとも言われているようです。日本の状況を見ると、「まだ15人全員です。」と答えるべき状況が続いているのでしょうか。



【シンガポール国際商事裁判所判事】

—— シンガポール国際商事裁判所 (SICC) の国際裁判官 (International Judge) に、谷口安平先生の後任で就任予定と伺いました。

最高裁にいたときにシンガポール最高裁長官と知り合う機会があったことがきっかけで、お誘いを受けました。2022年1月5日付で就任する予定です。シンガポールに引越す必要は全くなく、シンガポールでは裁判のIT化が進んでいることもあって、仕事はオンライン方式と日本からの短期出張の組み合わせで行えると聞いています。SICCのInternational Judgeは全部で20名近く任命されていますが、コモンロー国の裁判官経験者が圧倒的に多

いのが現状のようです。誰が任命されているかはSICCのホームページに出ています。

私がこの任命を受けることとした理由の一つは、コモンローを源流とする国の法廷を裁判官として経験してみたい、その法廷でシビルロー国である日本との接点をどのように求めることができているのかをみてみたいという好奇心からです。SICCは国際商事取引の事件を扱う法廷ですが、日本の民事事件の法廷は形式的な書面主義に過ぎるといわれてきました。そうなってしまったことについてはいたし方ない面もある一方で、国民のための司法としてこれでもいいのかという問題意識もあります。どんなことになるか始まってみなければ右も左も分かりませんが、シンガポールで英米型の活性化され

た法廷を経験することによって、口頭弁論という共通項の中で、何が日本と違うのか、学ぶべき点があるなら日本で紹介することができるかもしれない、日本での経験から貢献できることがあるかもしれない、そういったこともちょっとだけ考えて、このお誘いを受けました。

—— 本日は貴重なお話をありがとうございました。

2021年(令和3年)12月7日(火)

インタビュアー： 山本健司
太平信恵
飯島奈絵
中野希美
平松亜矢子
嶋祐香

出典：Singapore International Commercial Court (SICC) ホームページ
(<https://www.sicc.gov.sg>)